○内閣府、総務省、経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第三号を次のように改める。

三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する事業再編又は同条第十二項に規定する特定事業再編（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）

附　則

この命令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第六項第五号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この項及び次項において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社については、なお従前の例による。

2　この命令の施行の前に旧産活法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を申請した会社であって、この命令の施行後に当該認定を受けたもの又はこの命令の施行前に旧産活法第三十九条の二第一項の規定により認定の申請がされた中小企業承継事業再生計画であって、この命令の施行後に認定されたものに従って事業を承継している会社については、なお従前の例による。

○内閣府、厚生労働省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第二号等の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省、労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項第五号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関するこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第四十五条第六項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この命令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関するこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第四十五条第六項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府、農林水産省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。